

インフラPPP事業の推進

案件形成に6スキーム

パッケージで売込みなど

アジアインフラ研が提言

国土交通省の「アジアインフラ研究会」(座長 前田博西村ときわ法律事務所・弁護士)は、インフラPPP事業の推進に向けた提言をまとめた。同省はこれを受け、関係省庁や関係団体等への働きかけを進め、具体的な案件形成を目指す。提言では、魅力的なインフラPPP案件の形成、

需要リスクの解決を基本的な方向に、主に需要リスクに対応するため金融面からの方策として6つのスキームを提案。その上で、これらを組み合わせ「ジャパン・パッケージ」として相手国政府に売り込むべきなど4つの提言が盛り込まれている。

研究会の提言によると、わが国の産業全体がグローバル化する中、途上国におけるインフラ整備は更なるグローバル展開を行う上で極めて重要となっているほか、民間資金活用に対するニーズもあり、これまでに蓄積した運営維持管理ノウハウによる国際貢献も期待される。この状況を踏まえ、民間企業から見たインフラPPP事業の課題

を整理すると、インフラPPP事業は、成立には官による相応の負担が不可欠であるものの、相手国政府の関与が得られにくく、わが国政府の関与が不可欠になるなど、案件形成は困難となっている。

また、道路、橋梁などのインフラPPP事業は、初期投資が非常に大

きく投資回収が困難であったり、利用量の想定が困難、利用者への配慮など政治的な要因から需要リスクが最大の課題となっている。このほか、わが国企業の事業参画可能性の向上なども課題として挙げられた。

このため、魅力的なインフラPPP案件の形成、需要リスクの解決を基本的な方向性に据え、金融面からの支援として▽キャピタル型▽ノンプロ・ファンド型▽OBA型▽コンティンジェンシ型▽保証型▽出資型――の6つのスキームを提案。このうちキャピタル型は従来からあるもので、プロジェクトローン(開発事業への援助)として相手国政府に供与したODA資金を市場形

成部分に活用するスキーム。一方のノンプロ・ファンド型は、ノンプロジェクトローンとしてわが国政府がインフラファンド等にODAを供与、ファンドからインフラPPP事業に資金を拠出するスキーム。

インフラPPP事業推進に向けた4つの提言によると、提案した6つのスキームを組み合わせたわが国からの提案を「ジャパン・パッケージ」として事業の実現を相手国政府に売り込むべきとしている。また、インフラPPP事業向けに、本邦技術活用条件付借款制度

(STEP)の拡充・活用や、事業実現に向けあらゆる既存リソースを活用するとともに、PPP向けリソースの拡充を求めた。さらに、民間は従来の枠組みにとらわれず、インフラPPP事業へ積極的に取り組むを図るよう、求めている。